

令和3年度からの介護保険料のお知らせ

介護保険料は3年ごとに見直す介護保険事業計画によって、今後3年間の推計人口(12ページ)を基に、介護サービスや地域支援事業の実施に必要な費用額の見込みを算出し、必要となる保険料を算定します。

市の試算では、今後も75歳以上の高齢者人口が増加していくことから、第8期計画期間における標準給付費を147億5391万円、地域支援事業費を6億9737万円と見込んでいます。こうした状況を踏まえ、今後も制度の安定的な運営を図るため、保険料の改定を行いました。

なお、被保険者の負担能力に応じてきめ細かく対応できるよう、第7期に引き続き、低所得者(第1～3段階)の負担軽減と所得段階の多段階化(12段階)を継続し、各被保険者の所得段階に応じた保険料を設定します。

相互扶助の精神を基本とした介護保険制度に、皆様のご理解とご協力をお願いします。

段階	対象者	所得段階別年額保険料(年額)		
		第7期(平成30年度～令和2年度)	第8期(令和3年度～令和5年度)	
1	世帯全員が 市民税非課税	本人が老齢福祉年金受給権者・生活保護の被保護者	2万2680円 (令和2年度)	2万3760円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
2	世帯全員が 市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	3万7800円 (令和2年度)	3万9600円
3		第1段階と第2段階に含まれない人	5万2920円 (令和2年度)	5万5440円
4	世帯員が市民 税課税・本人 非課税者	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	6万4260円	6万7320円
5		第4段階に含まれない人	7万5600円	7万9200円
6	市民税課税者	合計所得金額が120万円未満の人	9万8280円	10万2960円
7		合計所得金額が120万円以上～210万円未満の人 <small>(所得120万以上200万円未満)</small>	10万2060円	10万6920円
8		合計所得金額が210万円以上～320万円未満の人 <small>(所得200万以上300万円未満)</small>	11万7180円	12万2760円
9		合計所得金額が320万円以上～400万円未満の人 <small>(所得300万以上400万円未満)</small>	12万4740円	13万680円
10		合計所得金額が400万円以上～600万円未満の人	13万9860円	14万6520円
11		合計所得金額が600万円以上～800万円未満の人	15万4980円	16万2360円
12		合計所得金額が800万円以上の人	15万8760円	16万6320円

※第8期基準額(第5段階)：6600円/月額

65歳以上の人の保険料の納め方

特別徴収

年額18万円以上の年金を受給している人は、年金天引き(年金特別徴収)となります。ただし、次のような場合には、一時的に納付書か口座振替(普通徴収)で納めることになります。

- ① 年度途中で65歳に到達した
- ② 年度途中で市内へ転入した
- ③ 年度途中で保険料変更があった
- ④ 年金を担保に借り入れしている
- ⑤ 年金が一時差し止めになったなど

普通徴収 年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書での納付となります。コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでも納付できます。

保険料が納められないときは手続きを 介護保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限されることがあります。災害などの特別な事情により保険料が納められなくなったときは、徴収猶予や減免が受けられる場合もありますのでご相談ください。

☎ 税務課 ☎ 21-0214